

平成29年度に実施の新規・拡充取組について

1 要旨

対策計画に基づき、本年度に新規又は拡充した空き家等対策を報告する。

2 平成29年度に実施の新規・拡充取組

(1) 啓発（意識醸成）

ア 空き家リーフレットの作成、活用（新規）

（目的）空き家に対する興味・関心を持つてもらう。

（概要）1月から実施、市内全戸配布、A4両面1枚、隔月発行予定。

（内容）毎回の内容を中学生でも分かるようマンガで掲載。

シナリオを職員が作成し、市内在住者に作画を依頼。

キャラクター2人による会話形式で進行。

市と住民との共同制作で、連携した空き家等対策をアピール。

（主な予定テーマ）

- ・第1回「空き家って何が問題なの？」（平成30年2月配布済）
- ・第2回「空き家を放っておいやいけないの？」（平成30年4月配布予定）etc.

イ 空き家の講演会

次のとおり空き家の講演会を予定。講演会終了後は、専門知識を有する協議会委員の御協力により、空き家の無料相談会の実施も予定。

（演題）「空き家活用の準備と心構え（仮題）」

（講師）前田秀雄 氏（NPO法人さくらブリッジ理事、㈲ユニベック代表）

（日時）平成30年3月18日（日）午後1時30分～

（場所）大柿公民館体育館（江田島市大柿町大原535番地2）

※参考 空き家シンポジウム（呉市）を共催。

平成30年1月14日に広島司法書士会・広島法務局・呉市と共に、空き家問題市民公開シンポジウムを呉市内で開催。

交流促進課長が、パネルディスカッションのパネラーで参加。

(2) 活用

ア 空き家物語（新規）

（目的）空き家バンクで取り扱うことのできない空き家の発掘と紹介。

（内容）空き家の物件情報に併せ、周辺環境、生活情報、所有者の思い等のストーリーをホームページ上で情報発信。

（実施時期）物件募集は終了。3月末までにホームページ開設予定。

イ 定住促進補助（拡充）

（内容）江田島市への定住を促進するため、定住を目的とした住宅の新築又は購入に要する費用の一部を補助。

補助額は新築又は購入金額の3%で上限30万円

（拡充内容）29年度から購入時期に係る補助要件を緩和。

<改正前> 転入前1年以内から転入後1年以内

<改正後> 転入前1年以内から転入後3年以内 に2年延長

空き家がわら版

古家さんと江田島くん

第1話「空き家って何が問題なの？」



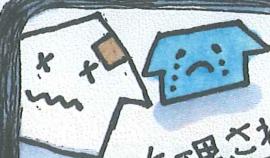
空き家
エキスパート



空き家
レポーター
江田島くん

学校の近くに、誰も住んでない
崩れそうな家があって
チヨット怖いんだ。

それは、空き家じゃな。
空き家でも、持ち主がちゃんと
管理しておれば
問題ないんじゃが…



管理されていない家があるから…

空き家が、周りの人々に
迷惑をかけることが問題なんじゃ。
市役所や地域の人たちが
取組を始めてあるぞ。



いい取り組みが
できると
いいね

モチロン!

古家さん
これからも
空き家のこと
教えてね



イラスト. Sae

「空き家って何が問題なの？」解説

- ・みなさんは、空き家と聞いて、何を想像しますか？悪い、マイナスのイメージ？危険？空き家を使って自分だけの家を作りたいなんて人もいるかと思います。でも、空き家と言っても家、私たちが住んでいる家と実は変わりありません。じゃあ、今、空き家と言って何が問題になっているのか？一番は誰も管理しない空き家が増えて、この空き家が周りの人に迷惑を及ぼす、これが問題なのです。ちゃんと管理されている空き家なら実は問題ないです。

・管理されていない空き家が、通行している人にケガをさせたら、これは、空き家の所有者や相続人の方の管理がちゃんとできていないということで、その所有者などに賠償責任が問われます。

そういう空き家が増えて社会問題となっていました。

このため、本来は個人の資産である家（空き家）であっても行政が関与していくということで、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」（通称「特措法」）という法律ができました。これにより、空き家の所有者が空き家を管理するということを前提としつつ、行政も空き家等対策に関わっていくこととなりました。

・空き家等の対策は、ただ行政だけが実施するものではありません。地域の住民の方や専門家の方、みんなで取り組んでいかなければならない問題です。みんなで連携しながら空き家等の対策に取り組み、住みよい江田島市にしていきましょう。

空き家でお困りのみなさまへ

空き家に関する相談窓口を設置しました

空き家に関するこんな悩みはありませんか

- 売りたい・貸したい
- 相続の問題
- 相談先が分からぬ
- 草木の繁茂
- 倒壊等による危険の恐れ

江田島市空き家相談窓口

受付時間：月曜日～金曜日
午前9時～午後5時

江田島市役所都市整備課住宅係

TEL : 0823-43-1647

空き家バンクを活用したい

売却・管理・相続等の相談

紹介先

紹介先

江田島市空き家バンク

(直接相談も可能) 受付時間：月曜日～金曜日
午前9時～午後5時

交流促進課
0823-43-1632

ひろしま空き家の窓口(相談無料)

(直接相談も可能) 受付時間：月曜日～金曜日
午前10時～午後4時

公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会

082-243-9507

公益社団法人 全日本不動産協会広島県本部

082-241-7696

空き家対策講演会

開催日時
平成30年

3/18(日)

午後1時30分～

入場無料
どなたでも
参加いただけます



講師 前田 秀雄氏 プロフィール

広島市生まれの環境ファシリテーター。企業の環境活動やムリ・ムダ・ムラの解消を社内活動チームづくりから支援する傍ら社内改善ワークショップの企画を行っている。印刷会社の営業として活動後、電力・通信系商社の省エネ事業部で事業場向け省エネ機器販売・エネルギーコスト削減支援に従事。その後独立し、「環境ファシリテーター」として、社内の環境活動、経費削減活動、オフィス環境改善活動、ムリ・ムダ・ムラ撲滅運動が、単なる経営者や担当者だけの孤独な活動に終わらせないためのワークショップの企画・実施支援等を行っている。また、地域活性化プロジェクトや住民参加のまちづくりワークショップを企画し「地域おこし・まちづくり」に参画している。

会場
大柿公民館(大集会室)
江田島市大柿町大原535番地2

講師

前田秀雄氏



空き家対策プロジェクト
(一社)さくらブリッジ 理事

講演会終了後

**空き家の
無料相談会**開催

※事前申込が必要です
詳しくはウラ面へ

講演会に関する
お問い合わせは

江田島市 土木建築部 都市整備課 住宅係

☎ 0823-43-1647 (直通)

概要

「地域として人気があり、移住希望者も多く、空き家も沢山あるにもかかわらず、供給できる空き家が少ない」といった話が、江田島市に限らず、よく聞かれます。

空き家活用への第一歩は、所有者や相続した家族が抱える様々な疑問や不安・問題等を解決することにあります。

それぞれの空き家に、個別の事情や思い入れ等があり、複合的な課題がありますが、その克服に向けた取り組み等について具体例を挙げながらお話をいただきます。

また、地元住民と協働しながら、地域の魅力づくり資源として空き家を有効活用する取り組み等について、コーディネートの内容や今後の展望をお話しいただきます。



空き家の無料相談会 参加申込書

FAXまたはEメールにてお申し込みください。

申込期限
平成30年 3月13日(火)

F A X
下記の太枠内に**必要事項を記入**の上、
0823-57-4434まで送信してください。

E メ ー ル
toshi@city.etajima.hiroshima.jp
※ メール本文に以下の**必要事項を記入**の上、件名を「**空き家の無料相談会**」として送信してください。

フリガナ		
お名前		
ご職業 (所属団体等)		
電話番号	()	—

※ 本申込書に記載していただいた個人情報は、本講演会以外の目的で使用いたしません。

※ 申込者が2名以上の場合は、本紙を複数してご利用ください。

会場案内

大柿公民館(大集会室)

江田島市大柿町大原535番地2



講演会に関するお問い合わせは

江田島市 土木建築部 都市整備課 住宅係

☎0823-43-1647 (直通)

地域に眠る空き家を
次の家守に引き継ぎます

空き家物語

空き家には
そこに関わった人たちの
物語が詰まっている



空き家物語とは…

広島市の南部、瀬戸内海に浮かぶ島、江田島市には約1,400棟の空き家があります。そのうちの一部は江田島市の運営する空き家バンクで紹介されていますが、多くの空き家は今後の行方が定まらないまま取り残されているのが現状です。

空き家物語では、そういう「地域に眠る空き家たち」を掘り起こし、江田島市に移住したい人、空き家を再生して新たな生業に挑戦したい人との橋渡しをする取組です。

江田島市の空き家



空き家物語(HP)で紹介



移住相談・空き家紹介



まずはご連絡ください



空き家のオーナー様

- ・空き家を貸したい・売りたい
- ・空き家の処分に困っている
- ・どうしたらいいかわからない

空き家を探している人

- ・移住や2拠点生活を考えている人
- ・空き家を使って事業をしたい人

空き家物語事務局(江田島市役所交流促進課内)

電話:0823-42-1632／住所:広島県江田島市大柿町大原505番地

担当
古本/後藤

※この事業は江田島市の支援を受けて江田島市交流定住促進協議会が実施しています。

えたじま暮らし

平成 29 年度より制度内容が変わりました

江田島市定住促進事業補助金

1 概要

本市に定住することを目的に、自らが居住するための家を新築又は購入し、転入した方に費用の一部を助成します。

2 対象者 《次の各号すべてに該当すること》

- (1) 申請時の世帯全員（乳幼児除く）が、転入前に 2 年以上継続して江田島市以外の住民基本台帳に記録されていた者で定住を目的に転入した人
- (2) 転入後は 5 年以上継続して江田島市の住民基本台帳等に記録され、かつ、生活の本拠を本市におく人
- (3) 転入前 1 年以内から転入後 3 年以内に自らが居住する目的で、市内に住宅を新築又は購入した人
- (4) 以前に当該補助事業による助成を受けていない人

3 補助対象及び補助金の額

(1) 補助対象

- ①上記 2 の対象者に該当する者
- ②住宅の登記を済ませた者
- ③住宅に定住する意思表示をした者
- ④新築（建売り住宅を含む）又は購入（土地を含む）費用が 300 万円以上

(2) 補助金の額

- ①対象経費の 3 %に相当する額（限度額は 30 万円）。ただし、予算の範囲内で補助

※ただし、補助金交付後 5 年以内に譲渡したり、転居・転出により生活の本拠を他に移したりした場合は、補助金の全部又は一部を返還する。

居住年数	返 還 額
1 年未満	補助金額の全額
1 年～ 2 年未満	補助金額の 80 %
2 年～ 3 年未満	補助金額の 60 %
3 年～ 4 年未満	補助金額の 40 %
4 年～ 5 年未満	補助金額の 20 %
5 年以上居住	なし

4 申請

新築又は購入した日から 1 年以内に定住促進事業補助金交付申請書に必要書類を添えて提出すること。

◎平成 29 年 4 月 1 日以降に転入された方が新しい制度の対象となります